

# 南相馬市表彰条例施行規則一部改正（素案）の概要

総務部秘書課

## 1. 目的

多様な活動に取り組む市民の功績等について、的確に評価し幅広い分野で表彰を行い、減少傾向にある表彰者数の拡大を図るため、条例施行規則の改正を行う。

## 2. 条例施行規則改正の内容

条例施行規則別表（第3条関係）について次のとおり改正する。

### （1）表彰に必要な在職年数の短縮

① 市議会議員、副市長、教育長、市の執行機関である委員会の委員及び市の行政嘱託委員について、表彰に必要な在職年数を短縮する。

職名	任期	平均在職年数	必要在職年数	変更案
市議会議員	1期4年	4.9年	12年	2期8年
副市長	1期4年	2.1年		2期8年
教育長	1期3年	5.1年		2期6年
教育委員会委員	1期4年	5.6年		2期8年
農業委員会委員	1期3年	4.4年		2期6年
固定資産評価審査委員会委員	1期3年	7.1年		2期6年
監査委員	1期4年	3.3年		2期8年
選挙管理委員会委員	1期4年	5.0年		2期8年
行政嘱託員	1期2年	2.8年		3期6年

改正理由： 前述にある者の平均在職年数等より、表彰に必要な年数に至らずに退任する傾向が高く、地域社会への貢献を称する機会を逸さないようにするため。

② 市の学校医・薬剤師の表彰に必要な在職年数を「15年以上」に短縮する。

職名	任期	必要在籍年数	変更案
学校医	規定なし	20年	15年
学校薬剤師		30年	

改正理由： 本市の両職に対する表彰は、国・県・県内他市の必要在職年数に比べ長く、地域の保健教育に貢献する姿を称えるまでに長い期間を要するため。

## (2) 表彰対象の追加

① 市内の各種団体の指導的立場にある者等を表彰の対象者として追加する。

区分	審査の基準	
	改正後	現行
2 市の教育、学芸又は文化の興隆に貢献し、その功績が顕著な者	(2) 多年芸術（美術、音楽、演劇、放送、映画その他これに類するもの）、体育団体等の役員又は指導的立場にある者等として団体の育成に尽力し、社会文化、社会体育等の興隆に寄与し、功労のあった者	(2) 多年芸術（美術、音楽、演劇、放送、映画その他これに類するもの）、体育団体等の役員として団体の育成に尽力し、社会文化、社会体育等の興隆に寄与し、功労のあった者

対象例：役員以外で実質団体の育成に尽力した者(監督・先生・師範・指導者等)

② 多年自らの能力や経験、時間を公共に提供し、地域社会において公益な活動を行った者を表彰の対象者として追加する。

区分	審査の基準	
	改正後	現行
4 市の保健衛生、社会福祉及び公共事業等に尽力し、その功績が顕著な者	(6) 多年自らの能力や経験、時間を公共に提供し、地域社会において公益な活動を行った者	記載なし

対象例：ボランティアを行った者、市民の利益となる活動を行ったNPO等

### 3. 施行日 令和3年7月下旬

### 4. 経過措置

本条例施行規則の改正により、次の経過措置を設ける。

この規則による改正後の南相馬市表彰条例施行規則第3条の規定による表彰該当者の審査の基準は、平成31年4月1日以降にこの審査の基準の要件を満たした者から適用する。

### 5. 今後のスケジュール

期 日	項 目
4月上旬～中旬	地域協議会への報告 議会への報告
5月1日	市広報（5月1日号）
5月1日～5月20日	パブリックコメント
7月中旬	庁議付議、市議会への報告
7月下旬	告 示